

中小企業等経営強化法の執行状況について

平成28年10月

中小企業庁

1. 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

【事業分野別指針（12）と所管省庁】

- ▶ 製造業、卸・小売業 : 経済産業省
 - ▶ 旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設 : 国土交通省
 - ▶ 外食・中食、旅館、医療 : 厚生労働省
 - ▶ 介護、保育、障害福祉 : 厚生労働省
 - ▶ 外食・中食 : 農林水産省
- ※ この他、ケーブルテレビ、電気通信事業（総務省）においては、指針策定中。

事業分野別 経営力向上推進機関

(例) 事業者団体 等
【認定向上推進機関（10月17日まで）】
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
公益社団法人全日本トラック協会

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険特会からの支援を受けることが可能。

主務大臣
(事業分野別指針の策定)
提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

普及啓発
人材育成

【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- ▶ 補助制度における優先採択等

【認定件数(9月末まで)：1621件】

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例
・税理士、公認会計士、弁護士
・商工会議所・商工会
・全国中央会、地域金融機関 等

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

2. 中小企業等経営強化法の認定について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成28年9月28日現在、1,621件を認定している。（経済産業省：1,233件、農林水産省：144件、厚生労働省：109件、国土交通省：91件、国税庁：16件等）

<認定事業者の内訳（1,621件）>

（業種別）

- 製造業：1,195件
- 医療，福祉業：108件
- 卸・小売業：80件
- 建設業：64件
- 学術研究，専門・技術サービス業：56件
- 情報通信業：38件
- サービス業(他に分類されないもの)：37件
- 生活関連サービス業、娯楽業：14件
- 農業・林業：12件
- 飲食サービス業：4件
- 教育、学習支援業：4件
- 不動産業、物品賃貸業：4件
- 鉱業，採石業，砂利採取業：2件
- 漁業：1件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：1件
- 民間放送業：1件

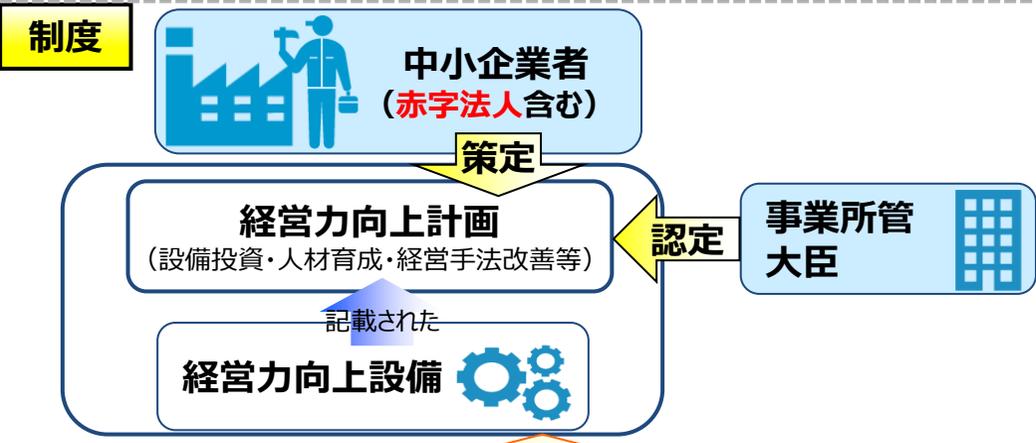
（地域別）

- 北海道：32件
- 東北：68件
-福島:25件 -山形:16件 -青森:12件 -宮城:7件 -岩手:5件 -秋田:3件
- 関東：562件
-東京:156件 -静岡:80件 -神奈川:69件 -埼玉:60件 -茨城:41件
-長野:40件 -千葉:38件 -栃木:24件 -新潟:24件 -群馬:21件 -山梨:9件
- 中部：259件
-愛知:145件 -岐阜:41件 -富山:27件 -三重:26件 -石川:20件
- 近畿：398件
-大阪:166件 -兵庫:107件 -京都:51件 -滋賀:24件 -和歌山:18件
-福井:19件 -奈良:13件
- 中国：106件
-広島:44件 -岡山:26件 -山口:22件 -鳥取:7件 -島根:7件
- 四国：62件
-愛媛:21件 -香川:21件 -徳島:9件 -高知:11件
- 九州・沖縄：134件
-福岡:49件 -沖縄:17件 -大分:14件 -鹿児島:13件 -熊本:13件
-宮崎:11件 -佐賀:9件 -長崎:8件

3. 経営力向上計画認定に伴う固定資産税の特例措置

- 認定経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。

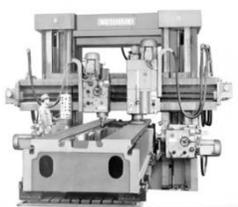
適用期間 【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】
※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象



特例措置

(生産性向上設備に係る)
**固定資産税の特例
1/2軽減 (3年間)**

対象設備の例



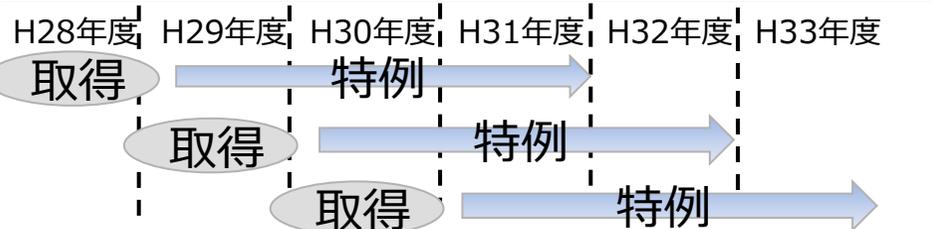
金属加工機械



ソフトウェア組込型 (NC) 複合加工機

特例対象・内容

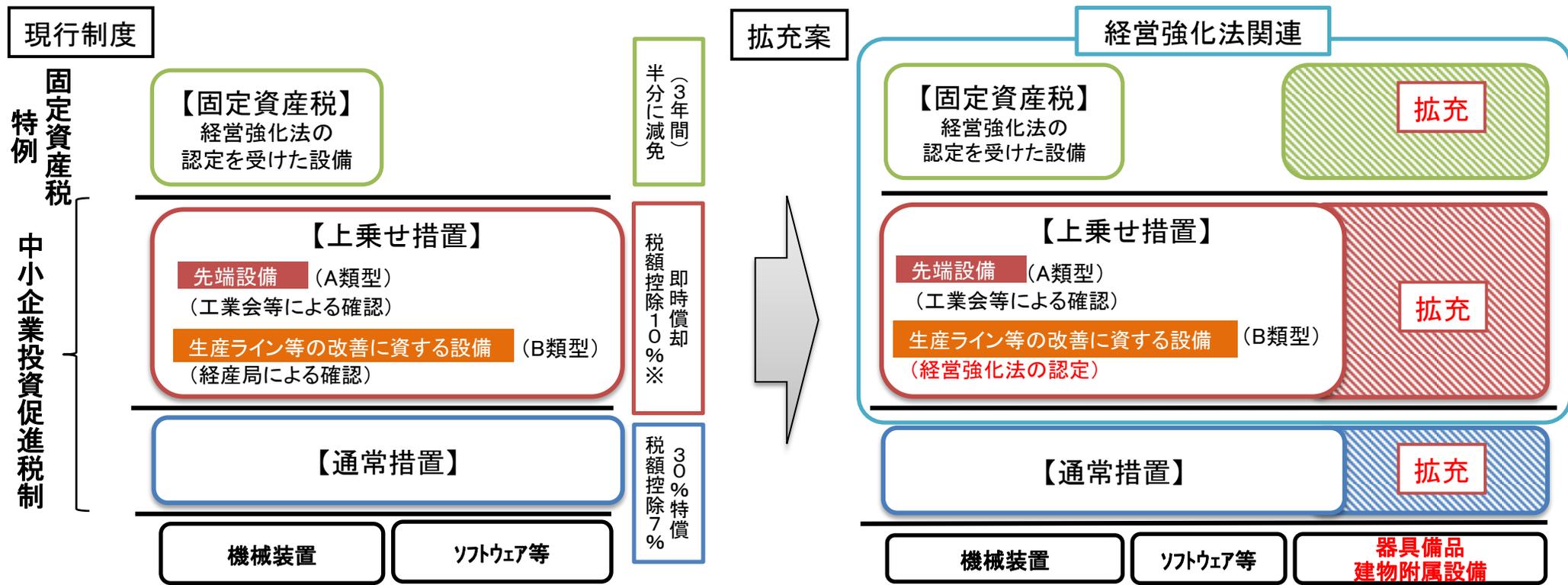
- 【支援対象】**
- 中小企業者 (※) が**経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置 (新品)**
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - **生産性を高める機械装置**が対象
※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした**機械装置が対象です**。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。
- 【特例】**
- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

(参考) 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 [平成29年度税制改正要望]

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の枠組みに沿って、中小企業投資促進税制を抜本拡充し、サービス業の生産性向上を強力に支援。これに対応した形で固定資産税の特例対象も拡大。
- 具体的には、対象設備について、高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を追加する。



- 要望内容**
- ※資本金3000万円以下の法人に適用
- 対象設備を追加(器具備品・建物附属設備の追加等)
 - 経営強化法の枠組みに沿って、先端設備等について、中小企業投資促進税制、固定資産税の特例を拡充。
 - 2年間延長(平成30年度末まで)

※「器具備品、建物附属設備」の例

- 器具備品
 - 冷蔵機能付き陳列棚及び陳列ケース
 - 業務用冷蔵庫等
 - その他のもの(ロボットスーツ等)
- 建物附属設備
 - 電気設備・空調・給湯設備等
 - 昇降機設備等

例: 高効率冷蔵陳列棚 例: 介護支援ロボットスーツ

(参考) 中小企業投資促進税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) [平成29年度税制改正要望]

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。（上乗せ措置は税額控除10%又は即時償却）
- 上乗せ措置を含めて延長するとともに、サービス産業の生産性向上を促進するため、対象設備に、高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を追加し、税制措置を強化する。

現行制度 【適用期間：平成28年度末まで】

通常措置の対象業種・設備

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%

税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%	7%
資本金3,000万超の中小企業	30%	措置無し

上乗せ措置の要件・適用対象設備

先端設備 (通称:A類型)

最新モデルであること、旧モデルと比べて年平均1%以上生産性が向上するなど一定の要件に該当する設備

→工業会等がメーカーから申請をうけて確認

生産ライン等の改善に資する設備 (通称:B類型)

投資利益率が5%以上となる投資計画に記載された設備

→申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経済産業局が確認。

※通常措置の対象設備のうち、一定の要件を満たす設備が上乗せ措置の対象。

税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	即時償却	10%
資本金3,000万超の中小企業	即時償却	7%

要望内容 対象設備の追加(器具備品・建物附属設備の追加)等の拡充を図った上で、2年間延長(平成30年度末まで)

4. 資金繰りに対する支援措置

- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

① 日本政策金融公庫による低利子融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入れについて、低利融資を受ける事ができる。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準利率：中小企業事業1.2 1% 国民事業1.7 1
(平成28年10月現在)

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険(通常枠:2億円)等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

※新事業活動に該当する事業

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられる。

⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

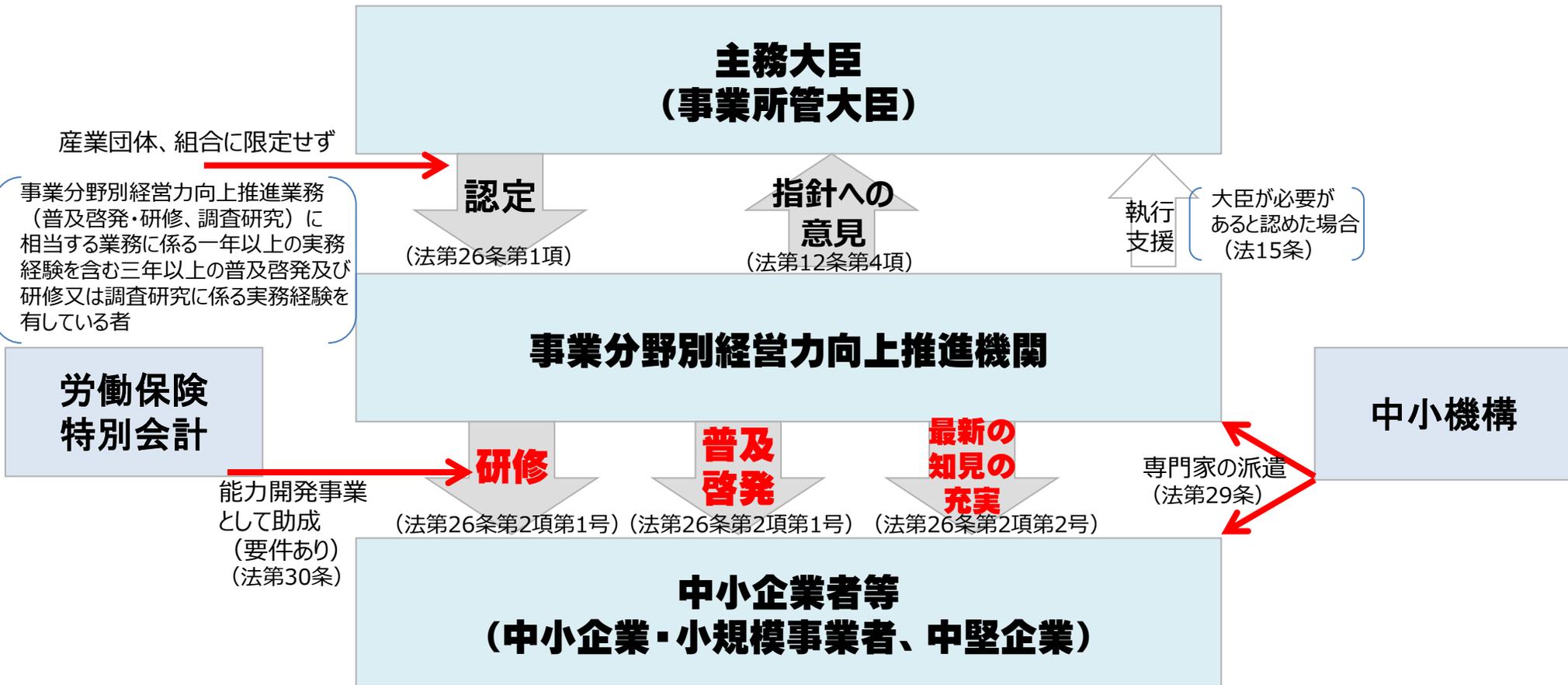
中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

5. 事業分野別経営力向上推進機関について

- ①事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修や②経営力向上に関する最新の知見の収集分析を行う機関として、「事業分野別経営力向上推進機関」を新設。
- 人材育成を行った場合には、労働保険特会から能力開発事業として助成を受けることができる。
- (独) 中小企業基盤整備機構からの専門家の派遣を受けることができる。



6. 事業分野別経営力向上推進機関への支援について

- 向上推進機関が機関傘下の企業に雇用される従業員（正社員）を対象に研修等を行った場合、厚労省所管「キャリア形成促進助成金」の一般団体型訓練コースから、実施経費の1/2の助成を受けることができる。

<支援イメージ>

① 訓練実施計画を策定

- 1コースの実訓練時間数は20時間以上
- OFF-JTである必要

② 訓練実施計画を都道府県労働局に提出・認定

③ 計画に基づいた研修を実施。 部外講師への謝金、旅費等の経費を助成



- 外部施設の使用料、カリキュラム開発作成を外部委託した場合にかかった経費、外部の教育訓練施設などに支払う受講料、教科書代等も含む。

平成28年10月19日から、中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練について、キャリア形成促進助成金の助成対象といたします。

- (1) 若年労働者を対象とする実践的な訓練等であり、受講者のうち35歳未満の若年労働者が過半数を占めるものであること
- (2) 熟練技能者の指導力強化のための訓練等、または熟練技能者による技能継承のための訓練等であること
- (3) 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練で次の①～③にあてはまること
 - ① 3ヶ月以上の育児休業取得期間中の者を対象とする訓練
 - ② 3ヶ月以上の育児休業期間終了後の職場復帰して、1年以内の労働者を対象とする訓練
 - ③ 妊娠・出産・育児により離職したが、子どもが小学校入学まで再就職した労働者に対して、再就職後3年以内に行う訓練
- (4) 事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練であること

7. 経営力向上計画 執行上の工夫について

- 経営力向上計画に関し、広報・周知活動や、作成にあたっての事業者の利便性の向上に努めているところ。
- 今後も一層の利用促進に向けて工夫を重ねていく。

1. 広報・周知活動（平成28年6月～10月）

- 制度全般に関し、中小事業者向けに計87回の説明会を開催、約7,000の事業者が参加。
- 税理士の方向けに、全国15箇所の税理士会の会議において説明、約1,200名が参加。
- さらに、各地域の金融機関をはじめとした支援機関等からの要請に基づき計79回の説明会を開催、約4,700名が参加。

2. その他の利便性の向上

- 指針が策定されている全事業分野において、計画の記載例を作成し、中企庁HPにおいて公表。
- 『策定・活用の手引き』において、記載漏れや間違いが多い箇所について明示。
- コールセンターを設置し、専用オペレーターが電話対応。
- 認定企業の中から、参考となる優良事例を作成し公表。

（参考：自動車整備分野の記載例）

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
 事業者の氏名又は名称 株式会社MLIT
 代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 運輸部長
 資本金又は出資の額 2000万円
 常時雇用する従業員の数 75人
 法人番号 ××××××××××××××

2 事業分野と事業分野別指針名
 事業分野 自動車整備業
(8911 自動車一般整備業) 事業分野別指針名 自動車整備業分野に係る
経営力向上に関する指針

3 実施時期
 平成28年12月～平成31年11月
 日本標準産業分類の小分類名(細分類名も併記)
<http://www.e-stat.go.jp/S61/houkeib/TopDisp.do?bKind=10>
 複数にまたがる場合は列記

4 現状認識

① 自社の事業概要	指定工場として主に自動車の整備事業を営んでおり、自動車の点検整備、検査を実施している。対象車両は大型から二輪まで実施することが可能。整備要員数は10人であり事業分野別指針における規模は中規模に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	現在の点検整備の依頼顧客は主に法人企業であり、個人ユーザーの顧客が少ない。市場における当社の強みは〇〇であり、弱みは〇〇であり・・・ 顧客の数やリピート率、推移、市場の規模やシェア、競合他社の動向、自社の強み、弱み等を記載。
③ 自社の経営状況	売上は26年度1,620,000千円、27年度1,650,000千円と増加している一方で営業利益については26年度80,000千円、27年度76,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず老朽化した非効率な検査ラインであること、②熟練工員の定年退職に技能継承が間に合わず適切な作業設計ができる人員がいないこと、③自動車の高度化に伴う点検整備技能及び設備対応不足等の理由から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低い事が考えられる。

自社の経営分析を簡単に記述。ローカルベンチマークの結果(「サービス業」にて計算)。「経営計画つくるくん」の結果記載も可。
http://www.meti.go.jp/sojio/ov/economy/keiji_innovation/sangyokinyu/locaben/
<http://www.sif.go.jp/11n18/053/45.html>

8. 認定事例（1）株式会社三松（製造業／経済産業省認定／福岡県）

- 金属板の板金加工、機械装置組立事業を行う会社が、
 - － 医療・食品分野向けのクリーン製造設備の導入、
 - － 最新のセンサー技術による表面研磨処理作業のロボット化といった設備投資等による生産性向上を行う。

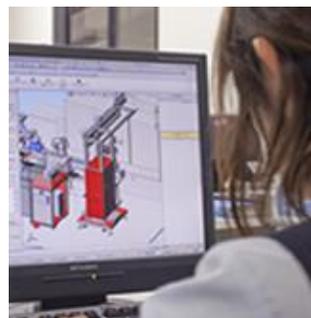
〈本社〉



〈取扱製品〉



自動化ライン



設計開発サービス

〈具体的な取組〉

- 今後の成長分野であり、衛生管理が厳しく問われる医療・食品分野向けに、設備投資を行い、変種変量生産に対応できるクリーンな専用ライン増設し、コストダウンと高品質化を図る。
- 従来職人に委ねていた過酷な表面研磨処理作業を、最新の画像解析技術と力覚センサーを併用して、ロボット化を図る。
- 年間10万件を超える多品種を受注・製造する中で、仕掛品の工程間運搬を効率的に行うため、台車へのビーコンの取り付けや工程管理システムとの紐付け等のIT化を図る。

8. 認定事例（2）株式会社中込工業所（建設業／国土交通省認定／東京都）

- 民間新築ビルの鉄骨工事、公共施設の耐震補強工事を行う会社が、
 - － スキャナーによる現場実測を通じた三次元データ化、
 - － 三次元設計データの活用と全自動溶接ロボットの導入等による生産性向上を行う。

〈建設現場〉



(HPより抜粋)

〈具体的な取組〉

- 施工前に実施される現場実測調査を三次元スキャナーによるデータ化を行い、設計図のCAD化、事前工事段取りシミュレーションを行い、短納期・コスト低減・品質の安定を図る。
- 全自動溶接ロボットを導入し、三次元データを入力することで、最大24時間連続運転による稼働率の向上、熟練溶接工への依存度の低減などを通じて、高品質・短納期・低価格の実現を図る。

8. 認定事例（3）株式会社トーエイ（小売業／経済産業省認定／広島県）

- 地域に密着した総合スーパーマーケットである会社が
 - －セミセルフレジとカートインスキャナー、産直管理システムを導入し従業員の会計・事務作業の省力化を図る。
 - －収納代行サービスを行い、来店動機付けを行う事で販売機会の増加を図る。

〈会社ロゴ〉



〈店舗内〉



〈具体的な取組〉

- セミセルフレジとカートインスキャナーを導入する。チェックアウト機能を分割することによりレジ精算時間の短縮を図ると共にクレジット決済や電子マネーなど決済機能を多様化する。

- 地産地消コーナーの生産者管理システム「産直管理システム」を導入し、事務作業の省力化を図る。

- ウェブショッピングや公共料金等の収納代行サービスを開始し、来店動機付けと「ついで買い」を促す。

〈現在のレジ付近〉



○通常レジ
店員がスキャンと会計処理を行う。

〈導入予定の機器〉



○セミセルフレジ
スキャンは店員、会計機での支払いは顧客が対応する。

○カートインスキャナー
買物カゴを買物カート車から降ろさずに会計できる。

(HPより抜粋)

8. 認定事例（4）愛さんさん宅食株式会社 （老人福祉・介護事業／厚生労働省認定／宮城県）

- 高齢者を対象とした宅食事業と障害をお持ちの方の就労支援事業を行う会社が、
 - －既存事業で得たネットワークを活かし、新たに訪問介護と通所型介護事業に進出。
 - ビジネスを通じた地域の社会問題解決をより一層図ることで、収益の拡大を目指す。
 - －軽度の障害をお持ちの方を対象にして、介護人材を目指すための私塾を開設。
 - 介護有資格者の増加につなげ、職員の技能向上を図る。
 - －タブレット端末を導入し、職員の手書きの事務負担を軽減させ、業務の効率化を図る。

〈店舗〉



〈取扱い商品〉



20品目健康御膳
(HPより抜粋)



やわらか食

〈具体的な取組〉

- 軽度の障がいをお持ちの方を対象とし、介護人材を育成するための私塾を、新たに拠点を設けて開講。育成、就労支援、定着支援、各ステップでマニュアルの作成等を行いながら、暗黙知を形式知化することで各職員の指導の統一化を図り、安定的な育成基盤を構築する。
- 宅食事業で得たネットワークをもとに、訪問介護が必要な高齢者の方へ、介護サービスを提供。
- 通所型介護事業で必要な機械浴用の設備を導入し、職員負担を軽減させる。
- タブレット端末を導入し、専用の介護ITシステムを導入。これにより職員の書類作成の負担を軽減させ、業務の効率化を図る。